

税理士
法人

AIF事務所便り

2023.6.1/371号



contents

- ◆ 昨年の実質賃金 0.9%減額
- ◆ 役員を選任・登記の懈怠での過料の発生とその他のリスク
- ◆ 令和6年度より相続時精算課税の普及が加速

昨年の実質賃金 0.9%減額

現金給与総額は

毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報により昨年支払われた現金給与総額と実質賃金との関係を見てもみると、現金給与総額は前年比2.1%増の326,157円となり1991年以来31年ぶりの伸び幅となりました。所定内給与で見ると一般労働者は318,904円、1.3%増、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,242円、1.6%増です。

実質賃金は

一方物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減少と2年ぶりのマイナスとなりました。現金給与総額はコロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に2.1%増加しました。給与総額のうち基本給に当たる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5%増となりました。賞与などについては5.1%増と大きく伸びています。しかし、賃金の実質水準を算出する指標となる物価が3.0%の上昇となったため実質賃金はマイナスとなりました。

働いている形態で見ると正社員等一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。コロナ禍で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向にありますが、物価の上昇に追いついていません。

労働時間と雇用状況はどう変化？

労働者一人平均の総実労働時間は昨年比0.1%増の136.2時間でした。そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増の10.1時間となりました。

雇用状況では常用雇用者は昨年比0.9%増の5,134万2千人でした。就業形態別に見ると一般労働者は0.5%増の3,513万人、パートタイム労働者は1.9%増の1,621万2千人でした。

賃上げして従業員に報いたいという気持ちは経営者の変わらぬ思いでしょう。しかし物価上昇に追いつかない状況ではなかなか経営努力が目に見えにくいということかもしれません。



賃金が上がっても物価や社会保険料の値上げで手取りは増えません。

役員を選任・登記の懈怠での過料の発生とその他のリスク

突然届いた「過料決定」書

「主文 被審人を過料金 50,000 円に処する。本件手続費用は、被審人の負担とする。理由 被審人は、左記会社の代表取締役にて在任中平成 31 年 3 月 31 日取締役は退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、令和 4 年 3 月〇日までその選任手続を怠った。適条 会社法 976 条…年月・裁判官名」

こんな書類が突然届いたらびっくりしますよね。裁判所からは何の連絡もなく、いきなり社長の自宅に郵便が届いたようです。

社長が電話で裁判所に問い合わせをしたところ、過料額（法令上では 100 万円以下）は、どの登記をどの期間懈怠（かいたい＝やるべきことをやらず放置すること）したかによって変わってくるとの説明を受けたとのことでした。裁判所の説明内容を聞いたところ、対象と期間を考えると納得できるものではありませんが、この種の過料は普段から注意をするようにして、避けたいものです。

選任懈怠と登記懈怠

取締役の任期は原則 2 年、監査役の任期は原則 4 年です。非公開会社（株式譲渡制限会社）の場合、定款の規定でそれぞれ 10 年まで延ばせます。役員の任期が満了となるタイミングで役員を再任もしくは新任の選任をし、登記事項発生日から 2 週間以内に法務局に登記しなければなりません。

顧問の司法書士がいれば、任期が切れるタイミングでの選任と法務局への登記手続きを適時の対応と登記で懈怠となることは避けられます。中小のオーナー企業で役員の交代もなく、任期を 10 年に行っている場合に、選任懈怠が多い傾向にあるようです。

過料発生以外の懈怠のリスク

任期満了による退任や辞任の登記をしないまましていると、登記簿上はその会社の役員であることとなります。自分はその会社ともう関係がないと思っていても、登記簿上は役員である状態が続いてしまうと、会社に重大な損害が出てしまった場合などに経営陣の 1 人として経営責任を問われてしまう可能性があります。最悪の場合、多額の損害賠償となる可能性もあります。

役員の任期は毎年の定時株主総会に際して毎回確認するとともに、登記事項が最新の状態になっているかどうか定期的に登記簿謄本で確認するようにしましょう。



役員の自宅住所が変わった場合も変更登記が必要です。任期に係るものではないので余計にうっかり忘れがちです。

令和6年度より相続時精算課税の普及が加速

相続時精算課税制度は評判悪し

相続時精算課税制度は、贈与額が2500万円に達するまでは贈与税がかからず、2500万円を超えた部分は贈与税率20%で課税される制度ですが、贈与者死亡時の相続税は、相続時精算課税の適用を受けた受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額との合算額を基に計算し、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

なお、次に掲げるようなデメリットがあり、この制度の積極的な活用の呼びかけは少なく、利用者の数も限られていました。

現行相続時精算課税制度のデメリット

- ① 暦年課税制度に戻ることが出来ない
- ② 基礎控除の制度がなく110万円以下の贈与でも贈与税の申告が必要
- ③ 少額でも贈与税申告書の提出漏れには20%の加算税
- ④ 受贈財産が災害等で滅失しても考慮されない
- ⑤ 不動産だと小規模宅地の特例が使えず、不動産取得税の負担があり、登録免許税も相続時より高い
- ⑥ 相続税の物納には使えない
- ⑦ 贈与者である祖父の死亡前に相続時精算課税制度適用者である父が死亡したような場合、その相続人となる子は、父の相続に係る相続税の負担と、承継した父の相続時精算課税制度適用による納税義務の負担との二重課税となる

デメリット部分解消への税制改正

今年の税制改正で、上記の②～④について見直しがなされることになりました。

(1) 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特定期間からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮され、より優遇です。

(2) 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時まで災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

今後、相続時精算課税制度の利用が大幅に増加することが予想されます。



暦年課税は使いにくく
精算課税は使いやすく
が国税戦略の戦術か？